

給食業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

佐川町立高北国民健康保険病院（以下「高北病院」という。）給食業務委託

(2) 業務の目的

病院給食を、業務量に応じた効率的な人員体制で正確かつ迅速に行う。

病院給食の災害時等緊急時対応を適正に行う。

(3) 業務内容

一般食及び特別食の献立作成業務、調理・盛付・配膳下膳、食器洗浄消毒、材料調達管理業務及びこれらの付随業務

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※本委託業務は、佐川町長期継続契約に関する条例に基づくものであり、本委託業務に係る佐川町病院事業会計予算は、本委託業務契約締結後に町議会の議決を得る必要がある。そのため、本委託業務契約締結後においても令和6年度佐川町病院事業会計予算のうち当該契約に係る予算が議決されなかった場合は本委託業務契約の履行について停止等を行うことがある。

また、翌年度以降の各年度において、町議会で本委託業務契約に係る歳出予算について削除または減額があった場合には、本委託業務契約を解除または、減額して実施することができる。

これら全ての場合において、解除等により生じた損害の賠償を佐川町及び佐川町病院事業に請求することができない。

2 見積限度額（5年間総額）

231,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「給食業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と高北病院は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が成立したときには、契約の手續に進みます。ただし、30日以内（予定）に交渉が成立しない場合は、次点者に選定された者が、改めて高北病院と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

企画提案者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 佐川町もしくは高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、または、同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 高知県内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者であり、災害時、緊急事態発生時に他の事業所から応援体制が構築されていること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が佐川町の法人町民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
- (9) 医療法施行規則第9条の10の規定に該当する者であること。
- (10) 一般財団法人医療関連サービス振興会による患者給食業務に関する認定を受け

ている者、または、医療法施行規則第9条の10の規定する基準に適合する者であることを証明した者

- (11) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者、または、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (12) 四季の行事ごとにオリジナルのイベント食を提供できること。
- (13) 食材の安全な調達のために、商品情報管理（生産地・成分値・アレルギー・出荷元等）を行っていること。

6 公募期間

令和5年12月1日（金）午後1時から12月6日（水）午後1時まで
「公告文」、「募集要領」、「様式1、2、3、4、5」
を高北病院ホームページへ掲載

7 説明会及び調理施設見学

- ※1 説明会は必ず出席してください。
- ※2 調理施設見学は希望される事業者のみ出席してください。

(1) 説明会

日 時：令和5年12月7日（木）午前10時から正午頃
場 所：高北病院 3階会議室

(2) 調理施設見学

希望される事業者ごとに実施します。1番目の事業者は、午後1時から午後1時20分まで、2番目の事業者は午後1時30分から午後1時50分までというように順次行います。

なお、順番は、説明会の開会前に決めさせていただきます。

8 申込

令和5年12月6日（水）午後1時までに、説明会及び調理施設見学参加申込書（別紙様式5）を持参、又はFAXで受け付けます。FAXによる場合は、電話により着信を確認してください。（申込先は、「17 問い合わせ先」に同じ。）

(1) 申込者へのメール送信

令和5年12月6日（水）午後5時までに、説明会及び調理施設見学参加申込事業者あて、高北病院から募集要領、様式関係、企画提案書作成要領、仕様書等

プロポーザル関係資料をメールにて送信します。

(2) その他

説明会及び調理施設見学への参加は1事業者あたり2名までとします。

説明会にはメールで送信しました募集要領、様式関係、企画提案書作成要領、仕様書等プロポーザル関係資料をご持参ください。

9 質疑と回答

質疑は令和5年12月11日(月)午後5時までに別紙様式1により持参、又は郵送(簡易書留郵便、又は特定記録郵便に限る。)もしくはFAX、電子メールで受け付けます。

FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和5年12月15日(金)までに高北病院ホームページに掲載します。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書(別紙様式2)に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A 4 縦	1 部
3	法人概要書	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参、又は郵送(簡易書留郵便、又は特定記録郵便に限る。)

イ 提出期限

令和5年12月21日(木)午後5時(必着)

ウ 提出先

〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲1687番地
佐川町立高北国民健康保険病院 事務局 管理係 政平

(2) 資格要件の確認

高北病院で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和5年12月27日(水)

までに申込者あてに電子メール及び電話にて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を令和5年12月27日(水)までに電子メールにて通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日(土日祝を除く。)以内に、電子メールにて佐川町病院事業管理者に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

佐川町病院事業管理者は説明を求められたときは、令和6年1月10日(水)までに電子メールにて回答します。

11 企画提案書の作成、提出

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、令和6年1月17日(水)午後5時までに高北病院事務局管理係 政平へ必着するように、持参、又は郵送(簡易書留郵便、又は特定記録郵便に限る。)してください。

12 審査委員会及び審査

別途定める「審査委員会設置要領」に基づく審査委員会は、令和5年1月29日(月)午後2時から、高北病院3階会議室で行います。(応募事業者の数により、日程・場所等変更する場合があります。)

審査は、別途定める「審査要領」に基づき実施します。

13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての企画提案者に審査結果通知文書を発送します。

なお、審査結果は佐川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

14 日 程

令和5年12月1日(金)	公募開始
令和5年12月6日(水)午後1時	説明会参加申込締切
令和5年12月7日(木)午前10時	説明会
〃 午後1時	調理施設見学
令和5年12月11日(月)午後5時	質疑書提出締切

令和5年12月15日（金）	質疑書への回答（ホームページ掲載）
令和5年12月21日（木）午後5時	参加申込及び資格確認書類提出締切
令和5年12月27日（水）までに	参加資格審査通知（電子メール）
令和6年1月17日（水）までに	企画提案書の提出締切
令和6年1月29日（月）午後2時	審査委員会（プレゼンテーション）
令和6年2月5日（月）までに	審査結果通知文書発送
令和6年2月5日（月）から	候補者との交渉（協議と調整）
	【交渉開始後、30日以内に契約締結しない場合は、次点者との交渉】

15 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

提出された書類は、必要に応じ複写（高北病院内及び審査委員会での使用に限る。）します。

提出された企画提案書は、佐川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上、又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき病院事業管理者が客観的に判断します。

契約者以外の企画提案の内容については、企画提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高北病院との契約について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は企画提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

- イ 審査委員、佐川町病院事業職員、及び当該プロポーザル関係者に対して当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ウ プロポーザルの手続の過程で、佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

17 問い合わせ先

高北病院

担当者 事務局管理係 政平

TEL 0889-22-1166 (代表)

FAX 0889-22-2047

E-mail keitarou.masahira@town.sakawa.lg.jp